

第10回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和3年4月20日(火)午後1時58分
閉 会 令和3年4月20日(火)午後2時23分
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

2 会議録署名委員

- 1番 筒井敏彦 委員 2番 松村昌治 委員
12番 市川耕作 委員(会長)

3 出席委員

- 1番 筒井敏彦 委員 2番 松村昌治 委員
4番 菊池伸明 委員 6番 石川孝治 委員
7番 平田佳子 委員 8番 住崎岩衛 委員
9番 小林茂 委員 10番 大室正行 委員
12番 市川耕作 委員 13番 澤井正 委員
14番 伊藤久夫 委員 15番 千金楽千詠 委員
17番 志水清隆 委員 18番 榎本重雄 委員

4 出席を要さない委員

- 3番 堀江甚貴 委員 5番 高木一郎 委員
11番 小牧直子 委員 16番 岡田正宏 委員
19番 石坂成雄 委員 20番 戸井田昭次 委員

6 議 長

- 12番 市川耕作 委員(会長)

7 事務局(説明員)

高野和夫局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員
林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について
- 9 その他
 - (1) 令和3年度府中市農業委員会活動計画について(案)について
 - (2) 令和3年度農業振興事業の概要について
 - (3) 令和2年度農地法関係審査件数について
 - (4) 生産緑地地区の制限解除について
 - (5) 4月度活動報告について
 - (6) 次回の総会開催日
 - (7) その他

午後1時58分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、第10回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業経営部会の委員さんと土地利用部会の正副部会長さんにお集りいただいております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、1番、筒井委員さん、2番、松村委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので、議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は分梅町○の○の○、○○○、○○○、土地の所在は、分梅町○の○の○○、382平方メートル。届出書が到達した日は令和3年3月29日、転用の目的は共同住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は白糸台○の○の○、○○○、土地の所在は、白糸台○の○の○、○の合計2筆、508平方メートル。届出書が到達した日は令和3年4月5日、転用の目的は専用住宅2棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、4月15日に現地確認に行きました。ここは20年位、木が植えてあるだけの状況でした。何の問題もありません。

○議長（市川委員） はい、第2項は私です。現地は重機が入り始めています。相続での売却でやむを得ないと思います。

他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、第1項第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は八幡町○の○の○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○、特例適用農地は天神町○の○の○、○、緑町○の○の○、○の一部の合計4筆、畑、2、850.86平方メートル。

2から4ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

本件の現地確認は菊池委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、ちょうど端境期で、残渣もきれいにかたづけ、耕運機で耕してありました。日ごろから肥培管理も良く何の問題もありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、本件は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

今回の2件とも主たる従事者の故障による申請となります。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、農業の主たる従事者とも四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇〇、〇〇の〇の一部、〇、〇〇の合計8筆、畑と田と原野を合わせて、1, 866平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、農業の主たる従事者とも白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は白糸台〇の〇の〇、〇の合計2筆、畑、346平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は市川会長さんをお願いしています。

6から8ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知書で、9ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は石坂委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項の現地は第1号議題、第2項の東側に位置しています。現地確認は石坂委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、事前に現地確認の結果の連絡をいただいております、「4月16日に現地確認を行いました、当該地にはビニールハウスがありますが、作業はしていない様子でした。特に問題はありません。」とのことです。以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。申請人は高齢で体調が良くなく、家中を歩くのがやっとという状況です。農地はいずれもきれいでしたが本人の体調を考えると申請はやむを得ないと思います。第2項は先ほど事務局報告のとおりです。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成30年3月9日から令和3年3月29日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇の合計13筆、畑、5,438.30平方メートル。

第2項、次の者が平成30年6月3日から令和3年4月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、分梅町〇の〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は、分梅町〇の〇の〇の一部、〇、〇の合計3筆、畑、1,656.80平方メートル。

2ページから6ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、体験農園を実施する他各種野菜を生産しています。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

8ページから10ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種花卉を生産しています。

11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地確認は岡田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、事前に現地確認の結果の連絡をいただいております、「4月2日に現地確認を行いました。体験農園やビニールハウスで各種野菜を栽培し肥培管理も非常に良く、何の問題もありません。」とのことでした。

第2項の現地確認は住崎委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は事務局報告のとおりです。第2項、住崎委員さん如何ですか。

○委員（住崎委員） はい、4月15日に現地の確認に行ってきました。農業ハウスで花卉を生産されていて問題はありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について」を議題とします。審査の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第6号議題の説明文

第6号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を認定するものであります。

2ページの第1項、別記をごらんください。

1の申請者の氏名等の使用借人は狛江市駒井町〇の〇の〇、〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、押立町〇の〇〇の〇、畑、611平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の存続期間は令和3年4月21日から令和8年4月20日までの5年間。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計6,958平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計7,569平方メートル。

3ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、6ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」、予備審査の項目3は、8ページの一番下の6「周辺地域との関係」、予備審査の項目4は、7ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」、8ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としております。

なお、参考として、9ページに〇〇氏が狛江市の認定農業者である通知書。10ページに営農状況を添付しております。

11ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第6号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件の現地の確認は岡田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、事前に現地確認の結果の連絡をいただいております、「4月2日に現地確認を行いました。畑はきれいになっていました。使用借り人の〇〇氏は狛江で花卉を生産しており、高い技術を持っていて、何の問題もありません。」とのことです。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は認定することといたします。

次に、7「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略します。質問等があればお願いいたします。

まず（1）「令和3年度府中市農業委員会活動計画（案）について」ですが質問等ありますか。

○委員（菊池委員） はい、去年も座談会ができなかったのですが、今年もできるかどうか分かりませんが、座談会はやる方向で検討していると思います。しかし、状況が状況ですので、このままできない場合は、違う方向を考えた方が良いと思いました。

○事務局（樫澤事務職員） はい、やる方向ではありますけど、現段階ではこのコロナの感染状況が続くと思われますので、今後の状況を見ながらになると思いますが、今の状況が続くとしたら開催は難しいといえます。

○議長（市川委員） 他にありますか。（…）

なければ、案の字を消していただき、今年度の活動計画といたします。

次に（2）の「令和3年度農業振興事業の概要について」ですが質問等ありますか。

それでは、私から。西府用水のポンプのオーバーホールですが、もう終了したということで良いですか。

○事務局（加藤主査） はい、平成29年度から毎年1基ずつ3年間でオーバーホールが終わり、昨年度はポンプ小屋の空調機等電気設備を更新しました。そして、以前よりご指摘のありました、用水を使用しない時期の電気料の契約を休止できるようになっております。

○議長（市川委員） はい、他にありますか。（…）

なければ、次に（３）の「令和２年度農地法関係審査件数について」、質問等ありますか。（…）

○議長（市川委員） なければ、（４）「生産緑地地区の制限解除について」ですが何かありますか。（…）

○議長（市川委員） なければ、（５）「４月度活動報告について」ですが何かありますか。（…）

○議長（市川委員） なければ、（６）の「次回の総会開催日」になりますが、次回は５月２１日、金曜日、午後２時から第１会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（７）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

○議長（市川委員） なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤主査） はい、都市計画審議会委員ですが、今まで農業委員会からは会長さんに出ていただいていたのですが、ここで任期満了となり、次期の推薦依頼がきています。つきましては、引き続き会長さんを推薦したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、他にありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第１０回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。新型コロナウイルスの感染状況が現在と同じような状況であれば、次回も出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

午後２時２３分閉会